平成２５年（フ）第７１８号
大阪府藤井寺市小山１丁目16番43号
債務者　大森　　榮
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９２号
大阪府松原市阿保２丁目44番地105号、前住所大阪府松原市上田６丁目８番32―212号
債務者　椎屋比呂志
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４５号
大阪府松原市天美我堂７丁目434番地の２―301号、前住所大阪府松原市天美我堂１丁目７番地Ｃ棟505号
債務者　藤本　裕子（旧姓古里）
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５６号
大阪府松原市東新町４丁目９番11号
債務者　和田　知子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８４号
堺市中区辻之1189番地47
債務者　土居　敏行
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
島根県浜田市下府町327番地　11、申立時の住所山口県宇部市野中２丁目１番18―８号
岡本第２ハイツ102号
債務者　縄田　克則
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２２８号
盛岡市南大通２丁目10番10―405号
債務者　仁昌寺　隆
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３２号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字鰍森２番地62
債務者　酒多　直美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４３号
盛岡市盛岡駅前北通７番10―308号
債務者　曽根　節子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４６号
岩手県久慈市夏井町閉伊口第７地割72番地22
債務者　佐々木智美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８８号
群馬県太田市新道町108番地117
債務者　中島　幸代
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第７９号
新潟県上越市大字戸野目891番地３
債務者　草間　正雄
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１６０号
静岡県富士市伝法810番地　コーポ望月Ｂ―102号、前住所静岡県富士市伝法704番地の53
債務者　新堂みどり
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３０８号
名古屋市港区本宮新町２番地　エミール本宮201号
債務者　山本武志こと　宋　　武志
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30
ファミーユ南長崎弐番館208号
債務者　中山　実也
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006番地134
債務者　小野　美希
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
大分県日田市上城内町９―12　熊谷アパート３号室、住民票上の住所熊本県人吉市瓦屋町95番地１
債務者　星原　亜輝
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第７７９号
東京都八王子市別所２丁目13番地３―401
債務者　ワグナー協子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部